



(議第 514 号)

都第 504 号
平成 29 年 11 月 27 日

徳島県都市計画審議会会長 殿

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



徳島東部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
について（付議）

都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、
次のとおり審議会に付議します。

**徳島東部都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
(案)**

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を、次のように変更する。

徳　島　県

徳島東部都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(“新未来” 徳島東部都市計画区域マスターplan)
(案)

平成29年12月
徳 島 県

【目次】

1. 基本的考え方	
2. 都市計画の目標	
2-1 基本的事項	2
1) 目標年次	2
2) 範囲	2
2-2 都市づくりの基本理念	2
1) 現状と課題	2
2) 都市づくりの理念	3
2-3 地域ごとの市街地像	4
1) 広域的な都市構造における位置づけ	4
2) 主要な都市機能の配置	4
3) 主要な土地利用の方針	4
4) 広域根幹的な交通体系	5
3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針	
3-1 区域区分の有無	7
3-2 区域区分の方針	9
1) 配置されるおおむねの人口規模	9
2) 配置されるおおむねの産業規模	10
3) 市街化区域の規模と現在の市街地との関係	10
4. 主要な都市計画の決定の方針	
4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	11
1) 土地利用の基本方針	11
2) 主要用途の配置の方針	11
3) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	11
4) 市街地における住宅建設の方針	12
5) 市街地の土地利用の方針	12
6) 市街化調整区域の土地利用の方針	13
4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	14
1) 交通施設の都市計画の決定の方針	14
2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	18
3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針	19
4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針	22
1) 主要な市街地開発事業の決定の方針	22
2) 市街地整備の目標	22
4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	22
1) 基本方針	22
2) 主要な緑地の配置の方針	23
3) 実現のための具体的な都市計画制度の方針	24
4) 主要な施設の整備目標	24

1. 基本的考え方

「徳島東部都市計画区域マスターplan」は、長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を示すものとして、平成16年5月に策定し、その後の社会経済情勢の変化に対応すべく、これまでに3度の見直しを行い、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ってきた。

この間も、本県を取り巻く環境は刻一刻と変化しており、本格的な人口減少・超高齢社会問題や進行する東京一極集中、切迫する南海トラフの地震や中央構造線活断層地震への備え、さらには、地球環境問題の深刻化など、様々な課題に直面している。

これら課題に的確に対応するため、県政運営指針である「新未来『創造』とくしま行動計画」に基づき、各種条例の制定をはじめ、様々な取り組みを行ってきた。

このように、社会経済情勢が大きく変化する中、都市のあり方を見直す大きな転換期を迎えており、都市計画区域マスターplanの重要度は一層高まっていることから、バックキャスティングの視点に立ち、都市づくりの理念、土地利用の方針等について大胆な見直しを行った。

見直しに当たっては、無秩序な開発による市街地の拡大を防止し、計画的な市街化を図るため、引き続き、区域区分を維持することとし、土地利用規制の強化と大胆な緩和の組み合わせによる、大規模地震に備えた防災・減災対策、雇用の確保や地域経済の活性化の推進、さらには、全国屈指の光ブロードバンド環境を活かしたICT活用による多様な働き方の創出など、「地方創生の旗手・徳島」としてこれら取り組みを踏まえ、「一歩先の未来」を見据えた、新たなまちづくりの考え方のもと、高次元へと進化したマスターplanを示すこととした。

時代の変革に柔軟かつ大胆に対応し、徳島の「新未来」を創造するため、本マスターplanは、毎年点検を行い、新しい考え方を取り入れながら見直しを行うものとし、豊かな暮らしを将来世代に引き継ぎ、輝く未来が切り拓けるよう、快適で安全・安心なまちづくりを推進していくものとする。

新未来「創造」とくしま行動計画

>「ふるさと回帰・加速とくしま」の実現

- 新たな人の流れをつくる「消費者庁等の徳島移転」
- 「サテライトオフィス」の誘致拡大、移住交流の推進
- 「徳島東IC」に続く、新たな陸海空の結節点「津田IC」の整備

>「安全安心・強靭とくしま」の実現

- 震災時死者ゼロを目指す
「命を守るとくしま-0(ゼロ)作戦条例(愛称)」の制定
- 「イエローゾーン」及び「特定活断層調査区域」の指定
- 「中央構造線活断層地震の震度分布図」の公表

>「環境首都・新次元とくしま」の実現

- 脱炭素社会の実現に向けた
「すだちくん未来の地球条例(愛称)」の制定
- 燃料電池自動車の導入、水素ステーションの整備
- 治水に加え、利水、水循環、環境等の概念を含む
「未来へ紡ぐ"OUR(あわ)の水"管理条例(愛称)」の制定

新たな視点で見直し

時代の変革に“柔軟かつ大胆”に対応し、徳島の「新未来」を創造！

2. 都市計画の目標

2-1 基本的事項

1) 目標年次

目標年次については、平成22年を基準年として、都市づくりの理念や将来の都市構造については、おおむね20年後の平成42年の姿を展望し方針を策定する。

なお、区域区分及び都市施設の整備等は策定からおおむね10年後の平成37年の姿として策定する。

2) 範囲

徳島東部都市計画区域（以下、「本区域」という）は徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、石井町、松茂町、北島町の5市3町の行政区域の全域もしくは一部を範囲とする。

区 域	市町村名	範 囲	面積 (ha)
徳島東部 都市計画 区 域	徳島市	行政区域の全域	19,139
	鳴門市	〃 一部	10,515
	小松島市	〃 全域	4,537
	阿南市	〃 一部	10,138
	吉野川市	〃 一部	3,376
	石井町	〃 全域	2,885
	松茂町	〃 全域	1,424
	北島町	〃 全域	874
合 計			52,888

注1：平成28年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）より都市計画区域の面積を算定。

2-2 都市づくりの基本理念

1) 現状と課題

本区域は、県都徳島市を中心に5市3町からなり、その大部分は吉野川、勝浦川、那賀川などの沖積平野に発展した都市で、東部は紀伊水道に臨み、北部、南部は山々の緑を背にした自然豊かな都市圏である。

本区域の面積は県全体の約13%にすぎないが、人口は県全体の約65%を占めており、本県の行政、経済、文化の中心地域である。

主な都市としては、阿波25万石の城下町として古くから栄え、本区域の中心都市である県都徳島市、本州との表玄関に位置し交流拠点都市をめざす鳴門市、海上輸送の流通拠点都市小松島市、臨海工業開発の拠点である阿南市などがある。

本区域は、本州四国連絡道路の開通に伴い、近畿圏との交流が活発化するとともに、四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、重要港湾徳島小松島港、橋港及び徳島飛行場（徳島阿波おどり空港）等、陸・海・空の広域交通体系の整備とあいまって、四国、近畿、中国地方との人、物、情報の交流の結節点として、また、四国地域全体の玄関

としての役割が益々増大することが期待されている。

近年では、少子高齢化の進行に伴う人口の減少、経済活動における低成長の長期化、中心市街地の空洞化、温室効果ガスの排出等による地球温暖化の問題から、今後の都市づくりにおいては、都市機能や居住機能を都市の中心部等に集約化・誘導を図るとともに、交通ネットワーク及び情報ネットワークで結び連携を強化する集約型都市構造の形成や、都市中心部の慢性的な渋滞の解消に向けた、効率的な交通基盤の整備が求められている。

また、南海トラフの地震、中央構造線活断層地震、温室効果ガスの排出等による地球温暖化に伴う気候変動等により頻発する台風や集中豪雨、深刻な洪水・渇水や土砂災害による被害等、あらゆる大規模自然災害から「すべての人命を守る」という視点や、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生という視点、大規模自然災害時のリダンダンシーの確保という視点などから都市づくりに取り組むことが求められている。

さらには、近年の気候変動による自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されており、自然環境の適切な保全が必要となっている。

こうした各地域の多様性や独自性を尊重し、個性に根ざしたまちづくりを進める中、広域的に配置された拠点間の交流や連携を強化した広域都市計画区域の検討が必要となっている。

2) 都市づくりの理念

本区域は、県都徳島市を含む本県を代表する広域都市圏であり、四国と近畿の結節点としての立地条件や豊かな自然環境を活かし、広域交流拠点としての都市機能の集積がゆとりある環境と共生する都市圏、変化に富む豊かな自然を活かして都市と農山漁村が相互に機能分担、交流・連携する都市圏を実現するため、「ゆとりあるネットワーク型の都市」を将来像とし、本区域の都市づくりの理念を次のとおり定める。

- ・すべての人が暮らしやすい、「地方創生拠点連携型」の都市づくりを行う。

既存の人口・都市機能・基盤集積を生かした効率的な都市経営を進めため、従来の拡大・拡散型の都市づくりを転換し、地域の実情に応じて、独自性を活かしながら「地方創生」を図りつつ、子育て・医療・介護等の生活支援サービスの集約による、快適で効率的な生活環境を重視した、持続可能な市街地の形成を図る。それに加え、中心市街地や鉄道駅周辺等の拠点を交通ネットワークで結ぶとともに、地域間を情報ネットワークで結び、ＩＣＴの活用により多様な働き方の創出、行政・医療・教育等のサービス機能の高度化を図る、「地方創生拠点連携型」の都市構造の形成を目指す。

- ・「すべての人命を守る」安全で安心して暮らせる都市づくりを行う。

あらゆる大規模自然災害を迎えるため、公共施設の耐震化等や地域の避難体制の強化など防災・減災対策を推進するとともに、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生が実現できるよう復興まちづくりの事前準備を行うなど、震災時死者ゼロを目指す県土強靭化を推進し、安全で安心して暮らせる都市づくりを行う。

- ・豊かな自然と調和し、地域資源の保全・活用による環境にやさしい都市づくりを行う。

既存集落の維持・活性化に加え、豊かな自然の保全、市街地周辺部における農業生産基盤の整備を図り、市街地と周辺部の自然・田園が健全に調和したまちづくりを展開するとともに、森林など豊富な資源の保全や、水・太陽など再生可能なエネルギー資源の活用により気候変動へ配慮した、脱炭素社会の実現に取り組むなど、本県が誇る自然環境を次代へ継承すべく、環境にやさしい都市づくりを行う。

- ・地域の独自性を活かし、魅力と活力にあふれる都市づくりを行う。

地方分権改革の推進により、都市計画法をはじめとする権限が国から地方へ移譲され、時代の変化やライフスタイルも変わりつつある中、地域の主体となる市町の独自性や多様性を尊重しつつ、広域的に配置された拠点間の交流や連携の強化により、新たな価値が創造され、魅力と活力にあふれる都市づくりを目指す。

- ・住民目線に立った創造性豊かな都市づくりを行う。

多様化・高度化する住民ニーズを踏まえた暮らしやすい都市の実現を図るために、都市計画提案制度の活用など、積極的な住民参加を得ながら、創造性豊かな都市づくりを目指す。

2-3 地域ごとの市街地像

1) 広域的な都市構造における位置づけ

徳島市の市街地は、本県の経済、教育、文化、行政など多くの機能が集積し、県勢発展を牽引するとともに、広い分野にわたり質の高いサービスを提供しており、今後もこうした都市機能の充実強化を図るため、広域拠点として位置づける。

また、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市の中心部を広域拠点に次いで都市機能が集積する副次拠点として位置づけ、石井町、松茂町、北島町等の中心市街地を広域・副次拠点を補完する生活都市拠点として位置づける。

これら拠点間の交通ネットワークの整備及び利活用を図るとともに、情報ネットワークで広域的に結び連携を強化することにより、都市機能の高度化を図る、地方創生拠点連携型の都市構造の形成を目指す。

2) 主要な都市機能の配置

本区域の広域拠点である徳島市の中心市街地では、広域的な交通ネットワークにより周辺の都市と連携を図りつつ、広域圏に対応する拠点的な商業や業務、文化や交流等の高次都市機能の整備及び防災機能の強化を図る。

さらに、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市の中心市街地は、副次的な拠点として、また、石井町、松茂町、北島町等の中心市街地については生活都市拠点として、商業、医療、福祉等の都市機能及び防災機能の強化を図る。

3) 主要な土地利用の方針

各市町の駅周辺や中心市街地を商業業務地として位置づけ、計画的な都市整備に努める。

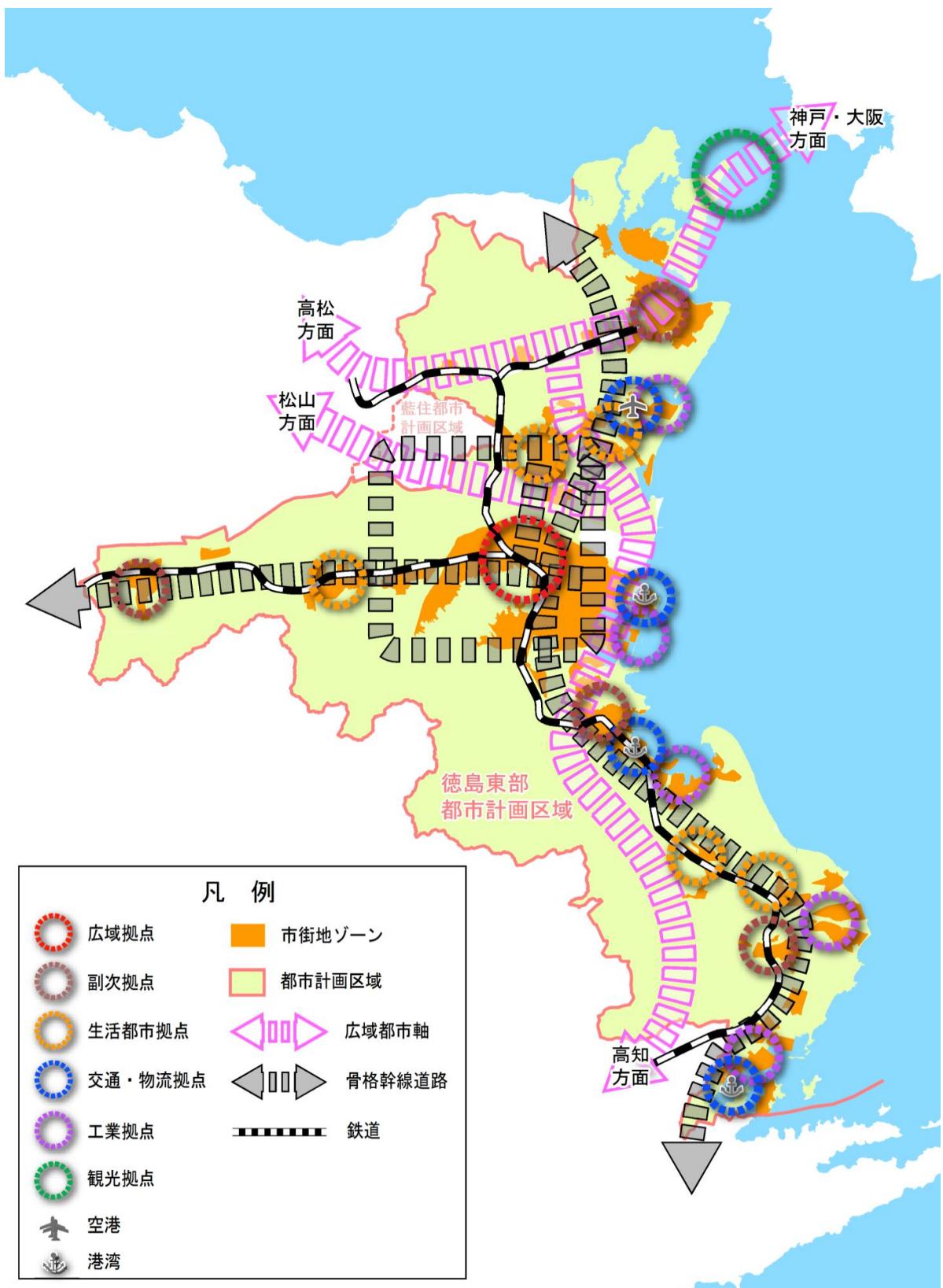
工業地等については、徳島市や小松島市、阿南市及び松茂町の臨海部を工業・流通拠点として機能の充実を図るとともに、既設産業団地への企業の集積を図る。

住宅地については、既成市街地及び周辺既存集落等の居住環境の整備を図る。

4) 広域根幹的な交通体系

本区域の交通連携を強めるため、既存の本州四国連絡道路、四国縦貫自動車道及び四国横断自動車道に加え、四国横断自動車道の南伸や阿南安芸自動車道など、広域的な都市軸の整備強化を図る。

これらの広域都市軸と連動して、本区域の骨格として機能する幹線道路として、一般国道11号、55号及び192号並びに徳島外環状道路などの整備を図る。



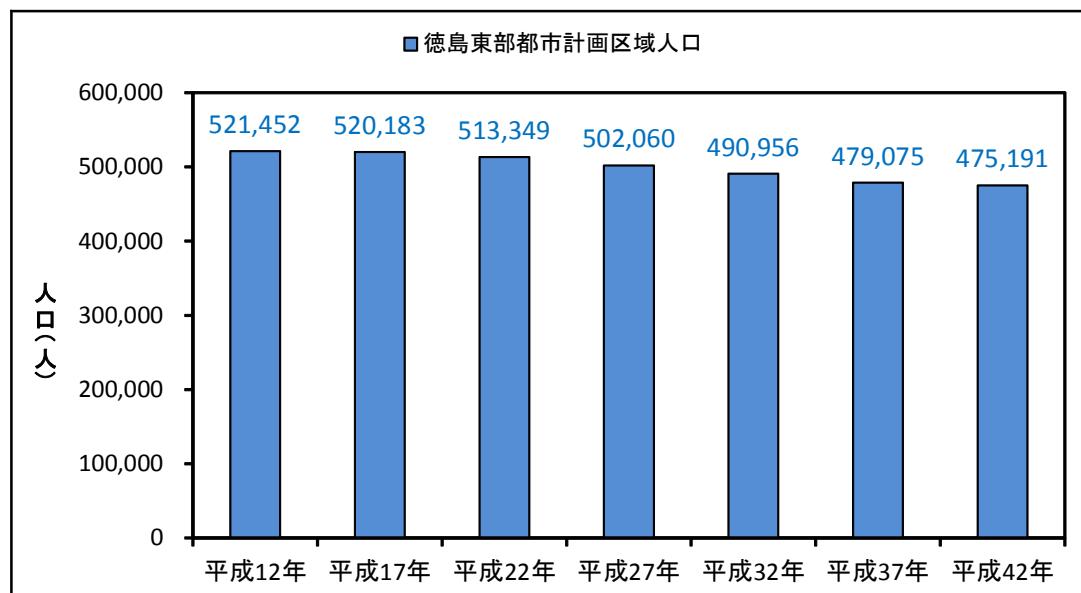
3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針

3-1 区域区分の有無

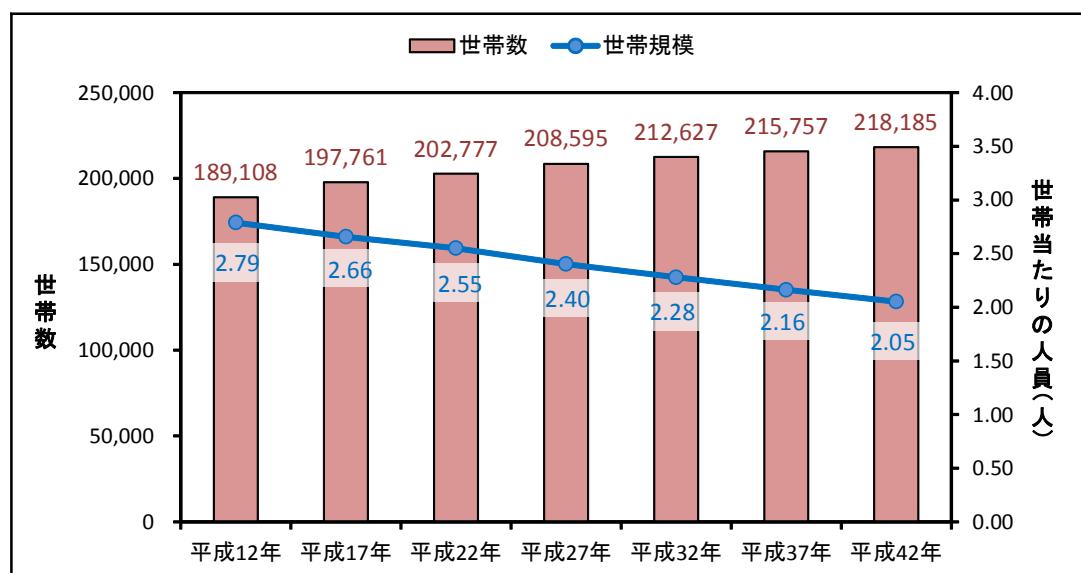
本区域は、昭和46年に4市6町各々の都市計画区域を合わせて指定され、区域区分についても、昭和46年に決定され、その後5回の見直しを経て現在に至っている。

本区域の人口は、平成12年を境に減少に転じ、今後も減少傾向にあると考えられる。

世帯数については、今後も引き続き増加するものと考えられる。

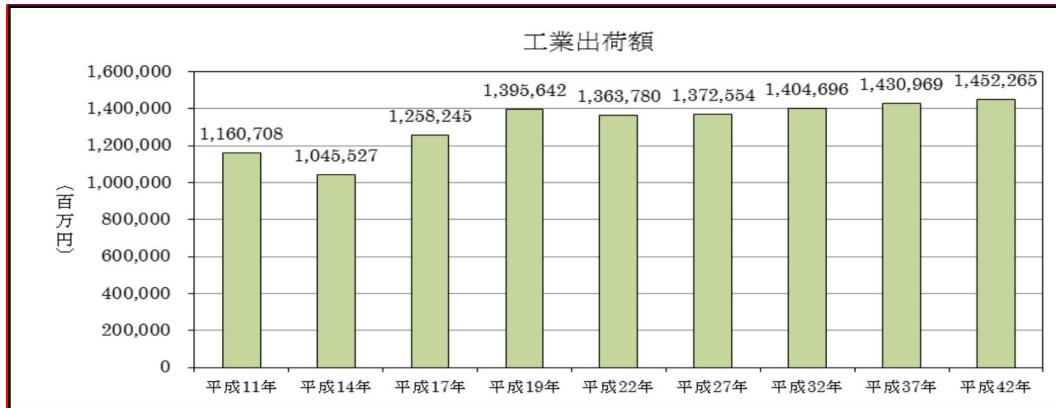


出典：国勢調査、とくしま人口ビジョン

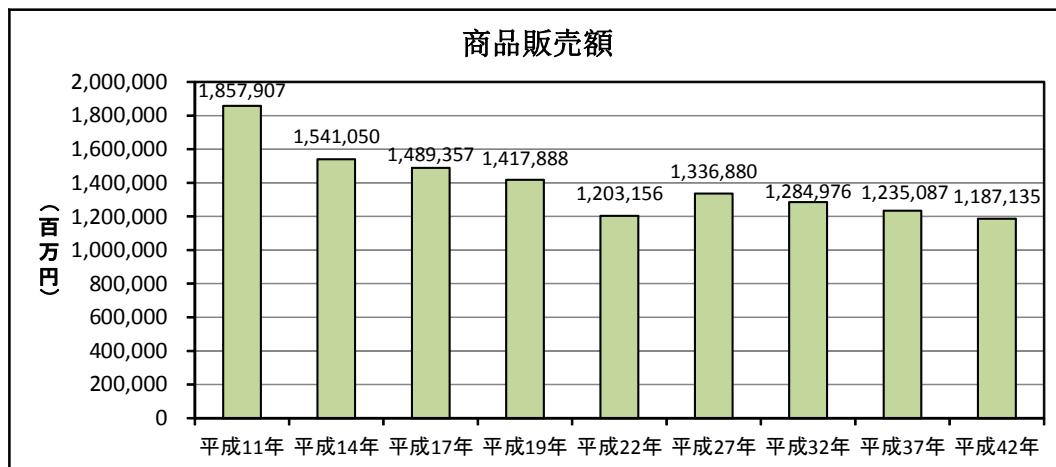


出典：国勢調査

産業の見通しとしては、工業出荷額は微増傾向にあり、商品販売額は減少傾向にある。

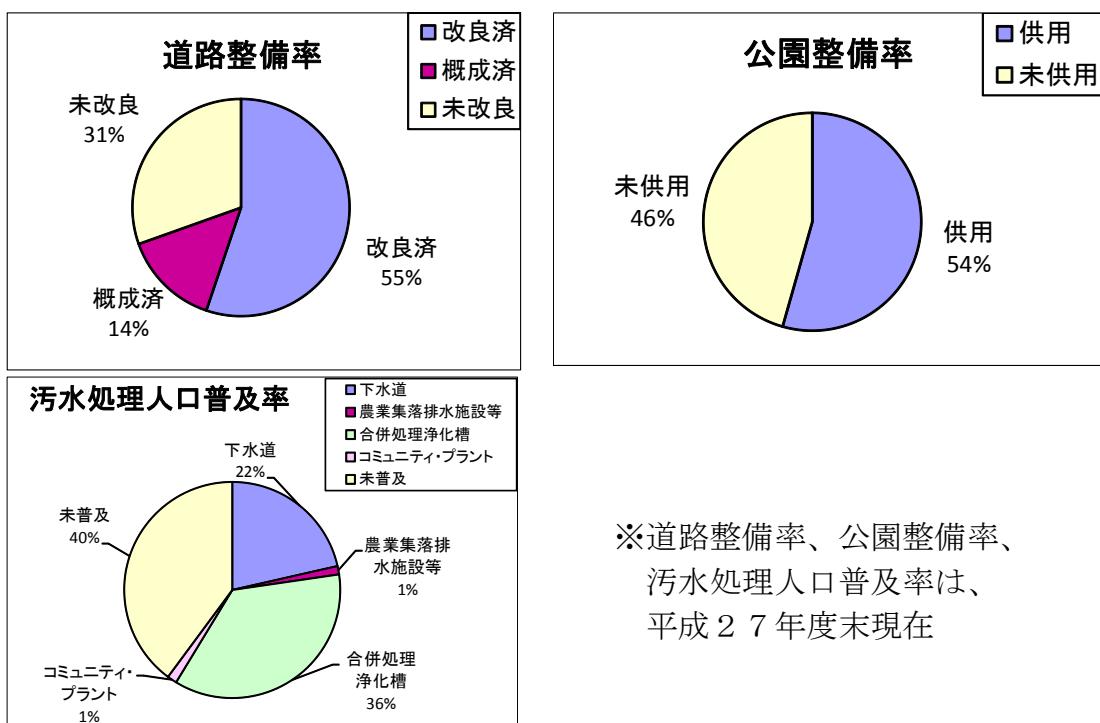


出典：工業統計



出典：商業統計

一方、都市基盤の整備状況については、道路の改良率が約 55%、公園の供用率が約 54%、汚水処理人口普及率が約 60%であり、いずれも遅れている。



これらのことから、

- ・本区域では、人口が減少に転じ、工業・商業による新たな土地需要も少ないことから、市街化圧力は低下しており市街地拡大の可能性も小さいと考えられるが、徳島市及びその周辺の一般国道11号や55号の幹線道路沿線では今なお開発圧力が残っており、郊外への低密度な市街地の拡大と周辺の優良な集団農地の消失が懸念される。
- ・本区域内の道路など都市基盤の整備は遅れており、今後も積極的に整備を進めていく必要があり、財政が厳しくなる中で区域を絞って効率的に整備を行う必要がある。
- ・区域区分を廃止した場合、市街化調整区域であったところで利便性の高い幹線道路沿線や市街化区域の周辺で開発が進むことが予想され、中心市街地のさらなる空洞化の進行や新たな開発に伴う基盤整備の負担の増加、それに伴う基盤整備のさらなる遅れが懸念される。また、これまで開発が規制されていた市街化調整区域で利便性の高い地域は地価が上昇し、これに隣接する市街化区域であったところは地価の均衡化により下降するなど地価に変動を与える恐れがあり、経済への影響も大きい。

と考えられる。よって、本区域においては、都市機能や居住機能を都市の中心部等に集約化・誘導を図るとともに、交通ネットワーク及び情報ネットワークで結び連携を強化する、地方創生拠点連携型の都市構造の実現を目指しており、低密度な市街地の拡大を抑え、効率的な基盤整備を行い、既成市街地の活力と魅力を高める必要があること、区域区分を廃止した場合の負の影響が大きいことから、引き続き区域区分を行うものとする。

ただし、各地域の多様性や独自性を尊重し、地域の個性に根ざしたまちづくりを進める中、広域的に配置された拠点間の交流や連携の強化も必要であり、広域都市計画区域や区域区分のあり方について検討を行うものとする。

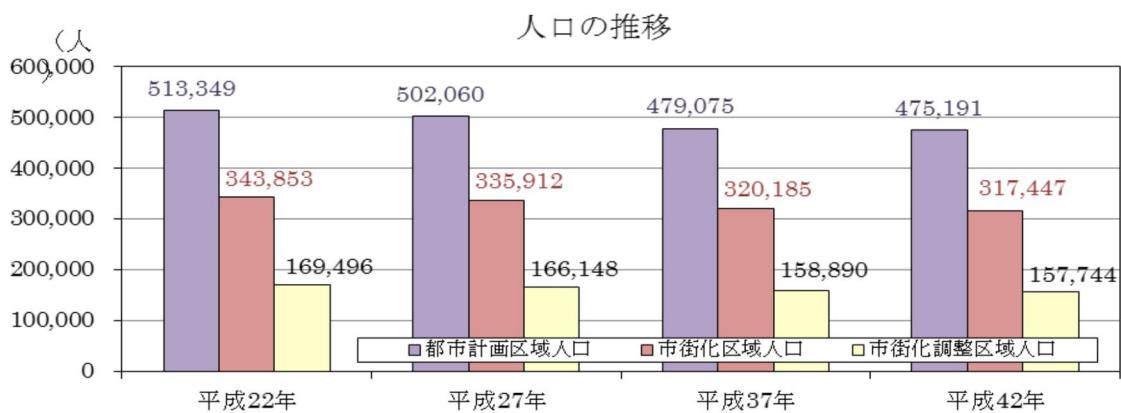
3-2 区域区分の方針

1) 配置されるおおむねの人口規模

本区域内における人口を次のとおり想定する。

年次 人口	H 2 2 (基準年)	H 3 7	H 4 2
都市計画区域内人口	513,349人	479,075人	475,191人
市街化区域人口	343,853人	320,185人	317,447人
市街化調整区域内人口	169,496人	158,890人	157,744人

注) H 2 2 人口は、国勢調査による



2) 配置されるおおむねの産業規模

本区域内に配置されるおおむねの産業規模を次のとおり設定する。

区分		単位	H 2 2 (基準年)	H 3 7
生産規模	工業出荷額	億円	13,638	14,310
	商品販売額	〃	12,032	12,351
産業人口	第一次人口	人	15,301	14,210
	第二次人口	〃	54,153	50,291
	第三次人口	〃	162,721	151,115
	計	〃	232,175	215,616

注1) いずれも行政区域全体の数字である。

注2) H 3 7 の各数値はH 2 2 国勢調査結果による推計値である。

3) 市街化区域の規模と現在の市街地との関係

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成37年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	H 2 2 (基準年)	H 3 7
市街化区域の規模	約8,797ha	約8,803ha

4. 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用の基本方針

地方創生拠点連携型の都市構造の形成に努めるため、都市的・土地利用と自然的土地利用を明確にし、効率的な都市活動や安全性・利便性の高い生活環境の確保を図るとともに、スプロールの抑制や自然環境の保全・調和を図るものとする。

また、東日本大震災や熊本地震などの教訓を踏まえ、切迫する南海トラフの地震など、あらゆる大規模自然災害から「すべての人命を守る」という視点や、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生という視点から、地域の地形・地質などの自然条件、人口分布や土地利用の現状、さらには地域住民の意向も十分に踏まえた、用途配置の見直しなど、それぞれの地域特性に応じた土地利用の方針を定めるものとする。

2) 主要用途の配置の方針

業務地については、徳島市においては県庁及び市役所を中心とした一般国道11号、55号及び192号周辺地区に本区域の業務機能の中核としての業務地を配置し、その他の都市においては、市役所や町役場を中心とする地区に業務地を配置し、各地域の中心核として都市機能の充実を図る。

商業地については、徳島市においては、徳島駅前地区から新町・紺屋町地区の商業集積地に本区域の中心商業核としての商業地を配置するほか、その周辺部及び主要幹線道路沿いに、購買需要に対応した商業地を配置する。その他の都市においては、地域の核として鉄道駅周辺や主要幹線道路沿いに、周辺地域の購買需要に応じた商業地を配置する。

工業地については、臨海部等に計画的に整備、配置されてきた工業地の適切な維持を図るものとするが、今後、産業構造の変化等により用途転換が望まれる工業用地等については地区計画の活用や用途地域の見直しにより、土地の有効活用を図る。

流通業務地については、重要港湾徳島小松島港及び橋港、徳島飛行場（徳島阿波おどり空港）の他、インターチェンジ周辺の流通拠点を中心として集約を図るとともに、各拠点へのアクセスの整備や広域道路網の整備に伴い、その要所となる箇所に流通施設を配置する。

住宅地については、中心市街地においては、商業や業務との用途の複合化を進めるとともに、既成市街地においては、比較的高密度な住宅地を配置し、周辺部には比較的低密度な住宅地を配置する。

3) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

a) 住宅地

都市周辺部の市街地は居住環境及び防災面から低層低密度な住宅地を基本とするが、中心市街地及びその近隣市街地については、地域特性に応じて土地利用の高度化、複合化を図ることとし、住宅も中高層化し比較的高密度な構成とする。

b) 商業地

JRの主要駅周辺や幹線道路沿線等従前からの中心市街地は、商業のみならず業務、文化、娯楽、交流の拠点として、地域特性に応じて土地の高度利用を図る。

c) 工業地

工業地は比較的低密度な利用を図り敷地内緑化や景観など地区内外への環境に配慮した密度構成とする。

4) 市街地における住宅建設の方針

a) 既成市街地の定住人口確保

徳島市などの中心市街地においては、商業機能の郊外への展開により人口が減少傾向にあり、再開発事業等により職・遊・住近接に対応した都市型住宅の供給を促進し定住人口の確保を図る。

また、移住・定住の促進に向け、空き家の利活用を図るとともに、遊休施設の活用による移住交流施設や定住促進住宅等の整備を行う。

5) 市街地の土地利用の方針

a) 都市防災に関する方針

南海トラフの地震等により、津波被害が発生する恐れのある区域については、避難路や津波避難ビルなど避難施設を確保し、特定避難困難地域の解消を促進するとともに、特に都市的土地利用の多い地域では、都市機能を維持するため、建物の耐震化、耐浪化及び高層化について検討する。

また、災害時の防災拠点となる公共施設の耐震化・長寿命化や支援物資が集積できる防災施設等の機能強化を図るとともに、医療施設、社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設の災害リスクの低い地域への立地誘導など、都市施設の配置や用途地域の見直しに努める。

さらには、大規模自然災害の発災後、迅速かつ円滑な都市の再生を実現するため、復興まちづくり計画を見据え、応急仮設住宅の建設候補地の検討を進めるなど、平時から事前準備や合意形成に努めるとともに、まちづくりの整備手法や防災・減災対策の優先度について、事前に検討しておく。

b) 土地の高度利用に関する方針

徳島駅前周辺等各市町の「顔」となる既成市街地について、再開発事業等を通じて土地の高度利用を促進し、商業・業務のみならず、住居、文化、娯楽等高次な都市機能を有した市街地として再生する。

c) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

地域の特性に応じて、住宅・商業・工業の混在を抑制し、適切な都市環境の実現を図るため、用途の純化も視野に入れ、居住環境の改善に努める。

また、公共交通機関や医療・福祉施設、利便施設等が整備されている中心市街地等については、用途の複合化により、居住の促進を図り、効率的な都市の形成を図る。今後、産業構造の変化等により用途転換が望まれる工業用地等について

は、地区計画の活用や用途地域の見直しにより、土地の有効利用を図る。

d) 居住環境の改善又は維持に関する方針

道路幅員が狭く、老朽化した木造住宅が密集する地域等においては、地震時の建物倒壊による道路閉塞や火災の延焼を防止するため、防火地域の指定や建築物の不燃化を促進するとともに、土地区画整理事業等の活用により、安全・安心なまちづくりを行う。

また、空き家については、実情を踏まえ、不良な空き家を除却するとともに、健全な空き家については移住・定住に向けた利活用を進める。

e) 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

徳島市の城山等、市街地における貴重な緑は積極的に保全を図るとともに、賑わいのある都心の景観やまちなかの自然と調和した景観づくりに努める。

また、市街地内の道路や公園等の緑化を推進するとともに、公共施設や民有敷地内における建築物の屋上等の緑化を促進し、新たな緑の創出に努め、緑の多い良好な都市環境の形成を図る。

なお、市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成や防災の観点から、維持の必要のある農地については、生産緑地制度の活用など、保全を視野に入れながら、計画的な利用を図る。

6) 市街化調整区域の土地利用の方針

a) 都市防災に関する方針

洪水、雨水出水による浸水被害や土砂災害が発生する恐れのある区域については、安全な地域への居住誘導や新たな建物の立地制限など、市街化を抑制しつつ、地域の特性を踏まえた土地利用規制の検討を行う。

また、津波による浸水被害が発生する恐れのある区域については、安全な地域への居住誘導や新たな建物の立地制限など、市街化を抑制しつつ、大規模既存集落が形成された地域では、津波避難タワーなど避難施設の確保や建物の耐浪化等により、特定避難困難地域の解消や、集落維持が継続できる地域の形成に努める。

なお、災害リスクの低い地域は、必要に応じて浸水被害が想定される地域からの移転の候補地とするなど検討を行う。

さらには、中央構造線活断層地震など直下型地震による被害を最小限に抑えるため、特定活断層の直上では、多数の人が利用する施設及び危険物貯蔵施設等の特定施設の新築等を回避するなど、土地利用の適正化を図るとともに、特定活断層調査区域に立地する建築物を安全な地域へ移転できるよう配慮する。

b) 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域において、担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備を推進する等、食料の安定供給に不可欠な優良農地の保全・有効活用に十分配慮する。

c) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域の海岸線には、瀬戸内海国立公園や室戸阿南海岸国定公園が存在し、自

然海岸の景勝地として優れており、また、徳島市の眉山、徳島市と小松島市にわたる日峰山、阿南の津乃峰山など山地・丘陵地の自然景勝地も存在する。これら豊かな自然の中にあって、多くの人が集まる景勝地については、今後も景観や環境の維持、保全に努める。

d) 秩序ある都市的土地区画整備に関する方針

平成37年に想定される市街化区域のおおむねの規模では、同年に目標とする市街化区域人口の一部を受け入れられないが、今後、市街化区域内の未利用地や空き家を最大限活用するなど、集約型都市構造の形成に努め、次回の見直しまでの間は市街化調整区域から市街化区域への随時編入は行わない。

また、市街化調整区域において良好な住宅市街地の計画的整備が行われる区域や四国横断自動車道の整備に伴い、工業・流通業務機能の集積・維持・強化が図られるインターチェンジ周辺区域、土地利用の動向等から不良な街区の環境が形成される恐れがある区域については、各市町の土地利用構想との整合を図りつつ、周辺の農業地域、森林地域の保全を考慮しながら、整備の必要性に応じて地区計画等の導入を図るものとする。

また、市街化調整区域の建築形態については、周辺環境と調和した基準を定めることにより今後とも良好な環境を維持する。

4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の都市計画の決定の方針

a) 基本方針

本区域は、本県の経済・文化・行政の集積地であり、四国縦貫自動車道、四国横断自動車道及び本州四国連絡道路の高速交通網の整備により、四国の玄関都市として重要な交通の結節点としての役割を果たしている。今後、高速道路網、重要港湾徳島小松島港及び橋港、徳島飛行場（徳島阿波おどり空港）等、陸・海・空の広域的根幹的な交通網の整備により交流が拡大し、近畿圏をはじめ全国との結びつきが一層深まり、本区域の果たす役割が増大することが見込まれる。

また、区域内の道路網については、災害の際には緊急輸送路や避難路としての役割も果たしている中、一般国道11号と192号の交差点等、主要道路が徳島市の市街地を経由するため、交通渋滞が大きな問題となっている。

このような背景や課題から以下の整備方針等に基づき交通体系の整備を図る。

○ 交通体系の整備の方針

- ・交流人口の拡大、経済活動の活性化及び地域の観光力の向上など、地方創生の礎となる広域交通ネットワークを形成するため、高速道路網や高速道路へのアクセス道路等の整備を行う。
- ・中心市街地の通過交通を排除し、都市内交通の円滑な分散を図るため、徳島市を中心とした放射・環状道路の整備を進めるとともに、徳島市中心部において鉄道の高架化を進め、踏切除却による安全性の向上、高架と合わせた街路網整備を図る。また、バス路線網の再編やパークアンドバスライドの推進

など、公共交通機関を利用した交通体系を確立するとともに、時差出勤等交通需要マネジメント（TDM）施策を推進し渋滞の解消を図るなど、温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善を推進する。

- ・快適で安全な生活環境の形成を図るため、中心市街地内の公共公益施設を結ぶ道路等は、無電柱化や植樹帯の整備を図り、高齢者や障がい者、自転車通行に配慮した広幅員の歩道整備を行うなど、バリアフリー化、さらにはユニバーサルデザイン化を図る。
- ・地域活性化施策とタイアップした道路の整備を行う。
- ・高速道路網等の整備に当たっては、4車線化等による安全性、快適性及び防災機能の向上に配慮するとともに、環境の保全にも十分配慮する。
- ・長期間未着手となっている都市計画道路については、社会経済情勢の変化等都市を取り巻く環境の変化に応じ、必要性・実現性の観点から、適時適切に見直しを行う。

○ 計画水準

- ・整備方針に基づき、土地利用と整合した道路の整備を計画的、効率的に進めるため、都市内道路の目標とすべき整備水準として、主要幹線道路、幹線道路及び補助幹線道路の市街地面積1km²あたりの延長密度を次のとおりとする。

年次	H 2 2 (基準年)	H 3 7
目標水準	1.45km	1.53km

b) 主要な施設の配置の方針

○ 道路

- ・四国横断自動車道、阿南安芸自動車道の整備及び広域高速道路網に接続する元町沖洲線のアクセス道路の整備を推進する。
- ・徳島外環状道路、内環状道路の2つの環状道路と（都）東吉野町北沖洲（（県）沖ノ洲埠頭線）等の放射道路を計画的、体系的に整備する。
- ・鳴門ウチノ海総合公園へのアクセス道である（都）黒山中山線（（主）鳴門公園線）等、地域活性化施策を支援する道路の整備を促進する。
- ・大規模自然災害時のリダンダンシーを確保するため、緊急輸送道路等の整備を進めるとともに、耐震化の推進など機能強化を図る。

○ 鉄道

- ・踏切による交通渋滞の解消と通行の安全化、円滑化を図るだけでなく市街地整備の面でも大きな効果をもたらす徳島駅西から文化の森駅付近までの鉄道の高架化を行う。特に徳島市中心部では、鉄道の高架化に合わせて実施する街路網整備によって市街地の分断を解消し、救急活動の迅速化や避難路の確保、また津波浸水に対しては高架駅が一時避難場所になるなど、都市防災機能の強化を図る。
- ・県外との広域交通や県内の生活交通の主要公共交通機関として、さらに輸送機能向上のため高速化を図る。

○ その他

- ・今後の海上輸送需要への対応や広域高速道路網の整備に伴い、港湾計画に基づき、本県の総合的な流通港湾として重要港湾徳島小松島港の整備を行い、また、重要港湾橘港を工業開発拠点港湾として整備を進める。
- ・公共交通の利用促進に向けて、交通管理システムやバス専用レーン等の維持・活用、パークアンドライドシステムの充実化や駐車場、自転車駐輪場の整備等を促進する。

c) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

○ 道路

- ・広域交流のための道路とそのアクセス道路の整備
 - (都) 阿南鳴門線（四国横断自動車道（阿南IC～徳島JCT）、阿南安芸自動車道（桑野道路、福井道路））
 - (都) かちどき橋橘線（(国) 55号阿南道路）
 - (都) 江田小松島港線（(主) 小松島港線）
 - (都) 津田新浜本町線（(県) 津田インター線）
 - (主) 阿南勝浦線
 - (主) 阿南小松島線
 - (都) 元町沖洲線（(県) 徳島東インター線）
- ・都市部の渋滞緩和のための道路の整備
 - (都) 徳島南環状線（(国) 192号徳島南環状道路）
 - (都) 徳島西環状線（(主) 徳島環状線）
 - (都) 徳島東環状線（(主) 徳島環状線）
 - (都) 住吉万代園瀬橋線（(県) 宮倉徳島線の一部等）
 - (都) 元町沖洲線（(主) 沖ノ洲徳島本町線）
 - (都) 東吉野町北沖洲線（(県) 沖ノ洲埠頭線）
- ・地域活性化施策等を支援する道路の整備
 - (都) 黒山中山線（(主) 鳴門公園線）

○ 鉄道

- ・徳島駅西から文化の森駅付近のJR高徳線及び牟岐線の鉄道高架化の促進

○ 空港・港湾

- ・重要港湾徳島小松島港の整備
- ・重要港湾橘港の整備



2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a) 基本方針

○ 基本方針

公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、市街化の動向に対応して、下水道、浄化槽及び集落排水施設等污水処理施設の効果的かつ総合的な整備を推進する。

気候変動等に伴う水害の頻発・激甚化に対応するため、河川の治水安全度を向上させるとともに南海トラフの地震に備えた、地震・津波対策に取り組むことにより県土の強靭化を図る。

また、防災上支障のない限り、現況の豊かな自然環境に配慮し、自然と調和した良好な水辺空間の整備と保全に努める。

○ 計画水準

「とくしま生活排水処理構想2017」に示す平成37年度の汚水処理人口普及率を目標に徳島市、阿南市、吉野川市及び旧吉野川流域下水道関連1市2町で引き続き公共下水道の整備を促進するとともに、小松島市においても早期供用を目指す。

本区域の河川について、計画規模の洪水を安全に流下させるための河川整備を実施するとともに、避難時間の確保などの地震・津波対策を計画的に進める。

b) 主要な施設の配置の方針

○ 下水道

公共下水道については、徳島市他4市2町で都市計画決定されている6,684haを主体に管渠整備と処理場建設のバランスのとれた整備を進め、旧吉野川流域下水道についても藍住町、板野町を含む約4,524haにおいて整備を進め、普及率の向上を図る。

また、地震・津波による災害時においても、汚水処理機能の維持又は早期回復を図るため、下水道施設の耐震化及び津波対策を推進する。

○ 河川

本区域の河川について、計画規模の洪水を安全に流下させるため、築堤や河道掘削等の河川整備を実施するとともに、地震・津波対策として河川堤防の嵩上げや液状化対策などを実施する。

また、水環境改善に取り組むことにより、安全面だけでなく水質浄化等うるおいのある水辺空間を創出し良好な都市空間づくりを推進する。

○ 海岸

本区域の海岸においては、地震・津波及び高潮等に対する防災・減災対策として、既存の海岸保全施設の改修や液状化対策などを推進する。

c) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

○ 下水道
公共下水道事業　　徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、
吉野川市、松茂町、北島町
旧吉野川流域下水道事業

○ 河川
直轄河川改修事業　　吉野川、旧吉野川、今切川、那賀川、桑野川
広域河川改修事業　　飯尾川、西大堀川、園瀬川、多々羅川、
桑野川、岡川、勝浦川
総合流域防災事業　　田野川、政所谷川、立江川、大津田川、
福井川、苅屋川
河川管理施設長寿命化事業　　新町川、多々羅川、冷田川、飯尾川、大谷川、
新池川、出島川、蛭地川、苅屋川、立江川、
田野川、芝生川、新堀川、豊ノ本川、太田川、
打樋川（徳島）、打樋川（阿南）
地震高潮対策河川事業　　撫養川、大谷川、福井川、苅屋川、立江川、
新堀川、豊ノ本川、多々羅川、冷田川、
勝浦川

○ 海岸
海岸侵食対策事業　　坂野地区海岸、今津地区海岸
津波・高潮危機管理対策緊急事業　　撫養港海岸、徳島小松島港海岸、
坂野地区海岸、今津地区海岸、
富岡港海岸、橘港海岸
海岸堤防等老朽化対策緊急事業　　堂の浦地先海岸、小池地先海岸、
高島地先海岸、三ツ石地区海岸、
福池地先海岸、鳴門地先海岸、
撫養港海岸、栗津港海岸、松茂地区海岸、
今切港海岸、小松地先海岸、
徳島小松島港海岸、
坂野地区海岸、今津地区海岸、
中島港海岸、富岡港海岸、
見能林地区海岸、橘港海岸

3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a) 基本方針

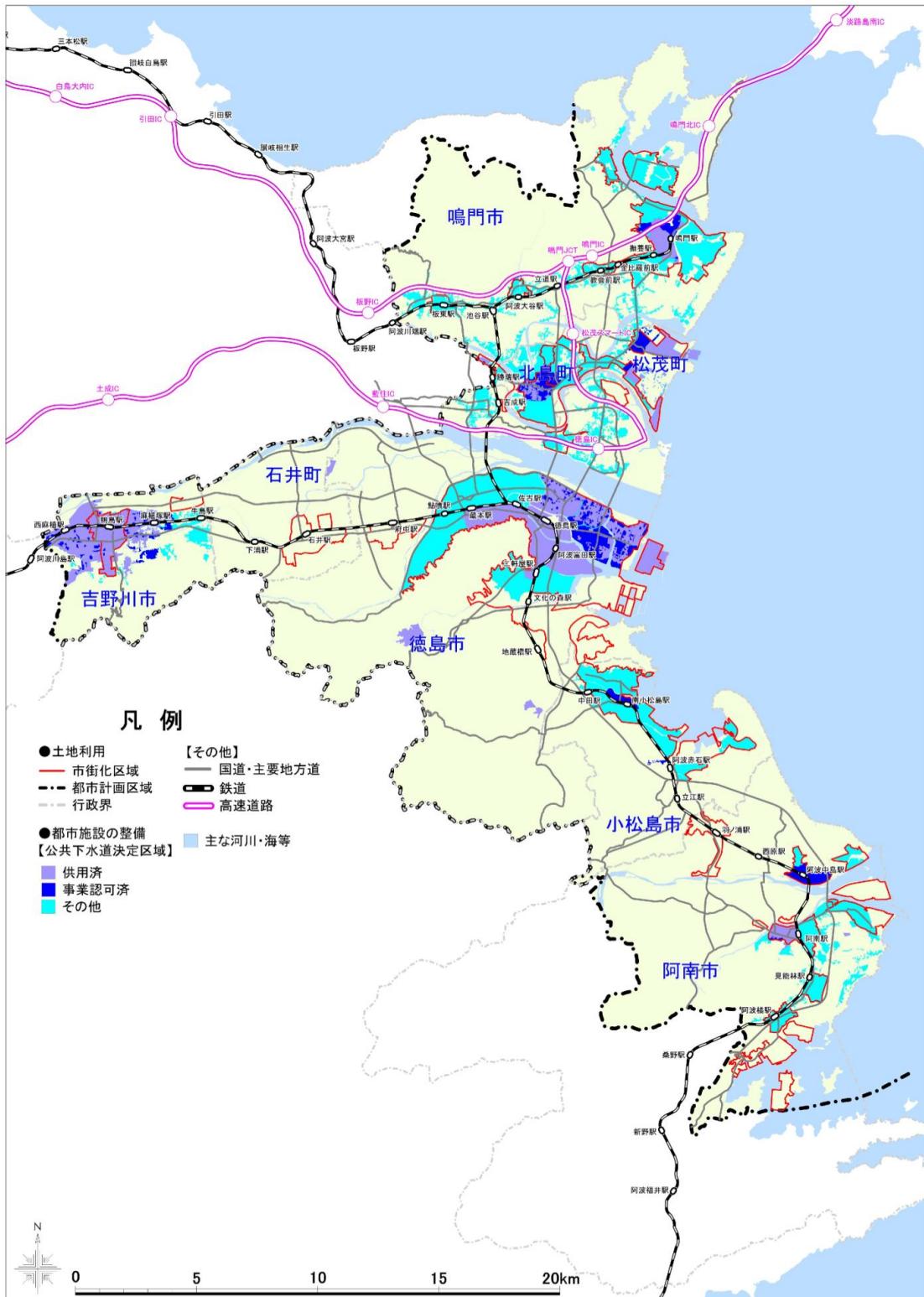
健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の向上を図るため、社会動向や人口動態に対応するとともに、長期的な展望に立って都市基盤施設と一体的、系統的に各都市施設の整備を図るものとする。また、高齢者や障がい者をはじめ不特定多数の人が利用する都市施設については、バリアフリー化、さらにはユニバーサルデザイン化を推進する。

b) 主要な施設の配置の方針

○ 廃棄物処理施設

ごみ処理については、今後も循環型社会の構築に向けて、ごみの発生抑制、分別について啓発するとともに、ごみの再利用化、再資源化を推進する施設の整備を推進する。

また、廃棄物処理施設の整備に当たっては、長期的展望に立ち、広域的、効率的な処理体制の構築や、地域住民の理解と協力が得られるよう環境に配慮した施設整備を推進する。





4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

JR駅周辺等の中心市街地において、商業機能の郊外化等により空き店舗の増加が見られる地区については、市街地再開発事業等により土地の高度利用、都市機能の複合化を進め、魅力ある市街地、商店街として再生を図る。

既成市街地においては、細街路が未整備の地区や老朽化した木造住宅が密集した地区が見られ、このような地区においては、土地区画整理事業や地区計画制度を活用し、住環境の改善や防災機能の向上を図る。

特に、徳島駅西から文化の森駅付近のJR高徳線・牟岐線の沿線及びその周辺においては、鉄道による市街地の分断の解消とともに基盤整備を行う必要がある地区が多い。このため、鉄道の高架化とともに、街路整備事業を併せて実施することにより、安全・安心、かつ利便性が高く賑わいのあるまちづくりを行うものとする。

また、幹線道路周辺への市街化圧力は今後も続くものと予想され、無秩序な開発や周辺環境への影響が懸念される。このような地区については、土地区画整理事業や地区計画制度を活用し、秩序ある開発を誘導することにより、周辺環境との調和を図る。

2) 市街地整備の目標

徳島市の新町西地区において、市街地の整備を進める。

4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

本区域は、吉野川、勝浦川、那賀川等の河口部の広大な沖積平野と東西に帯状に配列する山地により形成されている。また、市街地やその近傍に徳島市の眉山や城山に代表されるような自然環境及び多様な機能を果たす都市農地が残され、一方、海岸線には国立公園や国定公園に指定されるなど景勝に優れた自然も豊富に有した地域であり、住民の自然環境に対する意識も高い。

このため、市街地の開発等に当たっては、現況の豊かな自然環境に配慮し、調和を図りながら計画的に行い、保全に努めるとともに、市街地の外側では、公園、農地等の整備及び自然環境の再生など地域の状況に応じて検討する。また、レクリエーション施設や防災施設としての機能も有する都市公園・緑地を計画的に配置することにより、健康で安全かつ文化的な都市づくりに努めるものとする。

さらに、気候変動による自然環境の悪化を防止するため、魅力ある都市空間や水辺空間などにおける地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を推進するとともに、森林、農地、河川における水の涵養機能の維持、向上を図ることにより、健全な水循環の維持、回復を図るものとする。また、道路・建物等施設の緑化を推進し、既存の自然緑地や機能的に配置された都市公園など、都市の緑地の連続性の確保によるヒートアイランド現象の緩和や生態系の保全など、良好な景観形成、生物の生息場の提供、気温上昇の抑制等、自然環境が有する多様な機能を活用し魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取り組みに努めるものとする。

なお、長期間未着手となっている都市計画公園については、社会経済情勢の変化等都市を取り巻く環境の変化に応じ、必要性・実現性の観点から、適時適切に見直しを

行う。

・緑地の確保目標水準（おおむね20年後）

緑地確保目標	都市計画区域に対する割合
約9,200ha	約17.4%

・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

本区域において都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準は次のとおりとする。

年次	H22（基準年）	H37
目標水準	9.5m ² /人（実数）	10.9m ² /人

2) 主要な緑地の配置の方針

a) 環境保全系統

都市の自然的骨格を形成する山林、河川（吉野川、勝浦川、那賀川水系）、海岸（鳴門市島田島から阿南市橋湾に至る）等の既存緑地を適切に保全するとともに、市街地内でシンボルとして溶け込んでいる緑（徳島市の眉山及び城山等）の保全を図る。さらに、公共施設の緑化やビオトープにより、ヒートアイランド現象の緩和や自然環境、生態系の保全を図る。

また、鳴門市のドイツ村公園等、歴史的文化的に意義の高い文化財の集積地域を緑化保全する。

b) レクリエーション系統

都市公園は、自然、文化、人とのふれあいの場であり、多様化するレクリエーションの需要に対応するため、地域の特性を活かした特色ある緑地を保全、整備、配置する。

徳島市の自然の景勝地である日峯大神子地区、市街地に隣接した文化的意義の高い阿波史跡公園や徳島市総合動植物公園を中心とした地区、鳴門市のスポーツ・レクリエーション活動の場としての鳴門ウチノ海総合公園を中心としたウチノ海地区等において緑地の保全を図る。

また、県南部のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として「健康」をテーマとした南部健康運動公園を中心とした地区の緑地の整備を行い、良好なレクリエーション環境を創造する。

c) 防災系統

地震、津波による広域的かつ大規模な災害に対応するため、蔵本公園、鳴門総合運動公園及び南部健康運動公園など広域防災拠点や避難場所となる都市公園を確保し、機能強化により地域防災力の向上を図るとともに、緊急物資の確実な供給体制を構築するため、公園における物資の集積拠点機能を強化する。

災害の抑止あるいは災害時の活動拠点や避難地として、また、火災や工場地帯との緩衝地として津田、沖洲地区等の既存の工業地の他、徳島飛行場（徳島阿波おどり空港）や本州四国連絡道路周辺部の緩衝緑地等の整備、保全を図るとともに、学校等既存の公共空地や、避難路となる市街地の広幅員道路の緑化及び河岸、

海岸の緑道の整備、保全を図る。

さらには、他法令と調整しながら眉山山稜、津乃峰山麓など市街地隣接の樹林地帯等の環境の保全を図る。

d) 景観構成系統

緑なす特徴的な山々、清く豊かな水流を誇る河川、美しい海岸線等（鳴門市及び阿南市の国立、国定公園等）風致に富む特徴ある郷土景観を構成する緑地、また、都市の中で「顔」となる地区景観を形成する緑地（徳島市の徳島中央公園等）の確保、保全を図る。

3) 実現のための具体的な都市計画制度の方針

- 公園緑地等の整備目標及び配置方針の概要

単位：m²/人

公園緑地等の区分	配置方針の概要	整備目標	
		H22 (基準年)	H37
街区公園	住民単位に誘致距離、人口等を考慮して適切に配置する。	0.5	0.6
近隣公園	各住区に1箇所を配置することを目標とする。	0.6	0.8
地区公園	4住区に1箇所を配置することを目標とする。	0.4	0.5
総合公園	文化の森総合公園、徳島中央公園を中心として人口規模を考慮して配置する。	2.0	2.3
運動公園	鳴門総合運動公園、蔵本公園を中心として人口規模を考慮して配置する。	0.9	1.2
特殊公園	恵まれた自然を利用して、市街地に近く住民に親しまれている名所や展望地について配置する。	2.2	2.3
広域公園	既存の日峯大神子広域公園の保全を図る。	1.3	1.4
緑地	河川敷や海岸線を緑地として緑の保全を図る。	1.5	1.7
緑道等	河川、海岸敷きを利用して各公園緑地を有機的に結合させよう配置する。	0.0	0.2

- 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針の概要

地区の種類	指定方針の概要	指定目標
風致地区	市街地から眺望される景観の優れた山地等について引き続き維持を図るとともに、樹林の枯死等指定後その環境が大きく変化している地区については、維持等について検討を行うものとする。	約1,200ha

4) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

単位：ha

種別	公園名	規模
運動公園	南部健康運動公園	70.0
総合公園	ドイツ村公園	54.3

